

インターネット(にしのみやスマート申請)による届出の流れについて

1.届出様式をダウンロードし、作成する。

西宮市ホームページ「健康増進法に基づく特定給食施設の届出／給食施設栄養管理報告書の提出」
(https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/shokuhinkanrenjoho/kyusyoku_syokuhin/kyusyokusisetu/kyusyokusisetu_eiyou/kyuusyokueiyoukanri.html) から、届出の様式をダウンロードし、届出書を作成して下さい。

The screenshot shows the Nishinomiya City website. At the top, there is a search bar with the text '西宮市 特定給食施設' and a '検索' (Search) button. A blue arrow points to the search button. Below the search bar, the website header includes the city logo and navigation links. The main content area features a large heading: '健康増進法に基づく特定給食施設の届出／給食施設栄養管理報告書の提出'. Below this heading, there is a 'ポストする' (Post) button. On the right side, there is a sidebar with a search filter for '健康増進法における給食施設の栄養管理' and a list of related links, including '【情報提供】社員食堂における食育・健康づくりの取り組み' and '健康増進法に基づく特定給食施設の届出／給食施設栄養管理報告書の提出'.

特定給食施設の届出（開始・休止・廃止・変更）

特定給食施設の設置者は、その事業を開始・休止・廃止・変更する日から1ヵ月以内に下記の届出をする必要があります。
〔根拠法令：健康増進法第20条第1項・第2項〕

【対象】

1回100食以上または1日250食以上の食事を提供している特定給食施設の設置者

【届出項目】

- 給食施設設置者住所・氏名・電話番号
- 給食施設名称・所在地
- 給食施設の種類
- 給食開始・廃止（休止）・変更年月日
- 給食数
- 栄養士および管理栄養士の数

届出様式

「特定給食施設の届出の記入について」を確認の上、下記様式を使用下さい。

- [特定給食施設の届出の記入について \(PDF: 83KB\)](#)
- [【様式18】特定給食施設開始届 \(PDF: 86KB\)](#)
- [【様式19】特定給食施設廃止（休止）届 \(PDF: 85KB\)](#)
- [【様式20】特定給食施設変更届 \(PDF: 85KB\)](#)

【届出方法】

いずれかの方法で提出下さい。

2.インターネット(にしのみやスマート申請)で提出する。

①「インターネット(にしのみやスマート申請システム)」をクリックし、システムにアクセスします。

【届出方法】

いずれかの方法で提出下さい。

- 郵送
- 窓口
- **インターネット(にしのみやスマート申請システム)(外部サイト)**

※インターネット(にしのみやスマート申請システム)による提出を希望される場合、「届出の流れ」をご確認下さい。

- 特定給食施設の届出の流れ

② にしのみやスマート申請「特定給食施設の届出_開始・廃止(休止)・変更」のページへ移動します。

内容詳細

特定給食施設の届出_開始・廃止(休止)・変更

概要

- ・西宮市内に所在する特定給食施設の届出手続きです。
- ・特定給食施設の設置者は、その事業を開始・休止・廃止・変更する日から1ヵ月以内に下記の届出をする必要があります。(根拠法令：健康増進法第20条第1項・第2項)

※「特定給食施設」とは、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設です。

※健康増進法に基づく特定給食施設の届出(市ホームページ) [テキスト](#)

③下へスクロールし、「次へ進む」をクリックします。

受付終了日
随時受付

お問い合わせ先
健康増進課
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：0798263667

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

④ ログインし、届出内容を申請します。

※にしのみやスマート申請システムを初めて使用する場合には、**【利用者登録(事業者)】が必要**です。
登録されていない場合は、先に新規登録をお願いいたします(登録は無料です)

The screenshot shows a web form titled "申請内容の入力" (Input of application content). The form is for "特定給食施設の届出 開始・廃止(休止)・変更" (Special food facility registration: Start/Discontinuation (Suspension)/Change). It includes several required fields: "届出項目を選択してください。" (Select the registration item.) with radio buttons for "開始届" (Start), "廃止(休止)届" (Discontinuation (Suspension)), and "変更届" (Change); "施設名を入力してください。" (Enter the facility name.); "担当者名を入力してください。" (Enter the contact name.) with separate fields for "姓" (Surname) and "名" (Given name); "電話番号(ハイフンなし)を入力してください。" (Enter the phone number without hyphens.); "メールアドレスを入力してください。(確認入力あり)" (Enter the email address. (Confirmation input required)) with two fields for "メールアドレス" (Email address) and "メールアドレス(確認)" (Confirmation email address); and "届出書を添付してください。" (Attach the registration form.) with a note "PDFデータを添付してください。" (Attach PDF data.) and a button "アップロードするファイルを選択" (Select file to upload). A red callout box points to the upload button with the text "届出書は【PDFデータ】以外は添付できません。" (Registration form cannot be attached except for PDF data.).

⑤ 申請確認ページの内容を確認し、「申込み」をクリックします。

※申請完了時に「申込番号」が自動で送信されます。なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

The screenshot shows the "申請の完了" (Application completed) page. At the top, there is a progress bar with three steps: 1. 申請内容の入力 (Application content input), 2. 申請内容の確認 (Application content confirmation), and 3. 申請の完了 (Application completed). The current step is 2. The main content area is titled "特定給食施設の届出 開始・廃止(休止)・変更" (Special food facility registration: Start/Discontinuation (Suspension)/Change). It contains the following text: "申請を受け付けました。" (We have received your application.), "順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。" (We will check your application content in order, so please wait a moment until confirmation.), "なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。" (Also, you can check the processing status of your application from "My Page"). Below this is a box titled "申込番号" (Application number) displaying "01234567". At the bottom, there is a button labeled "ホームに戻る" (Return to home).

※届出の内容確認のため、メールまたはお電話にてご連絡を差し上げることがございます。